

## 江東区事務手数料条例の改正概要について

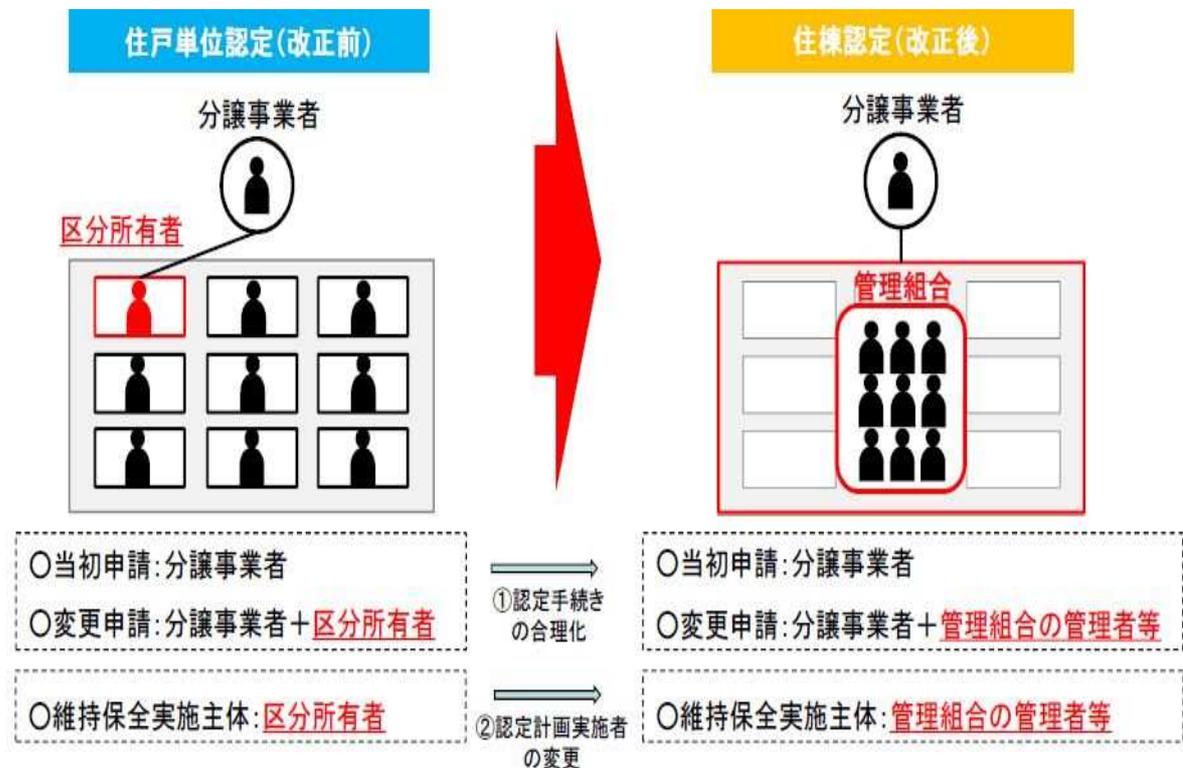
### 1 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、東京都と併せて、江東区事務手数料条例の一部を改正する（都市整備部関係手数料）。

### 2 改正概要

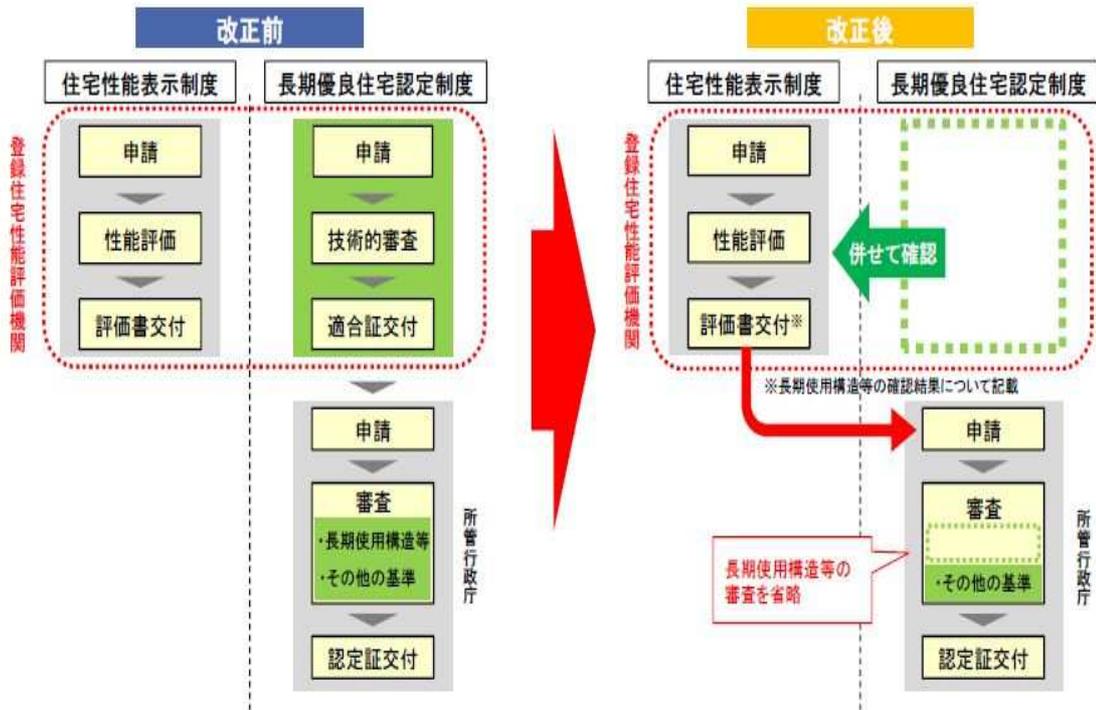
#### (1) 分譲マンションの認定方式の変更

区分所有者が住戸単位で認定を受ける仕組みから、管理組合が住棟単位で認定を受ける仕組みに変更となるため、申請手数料を定める。



(2) 住宅性能表示制度との一体的運用

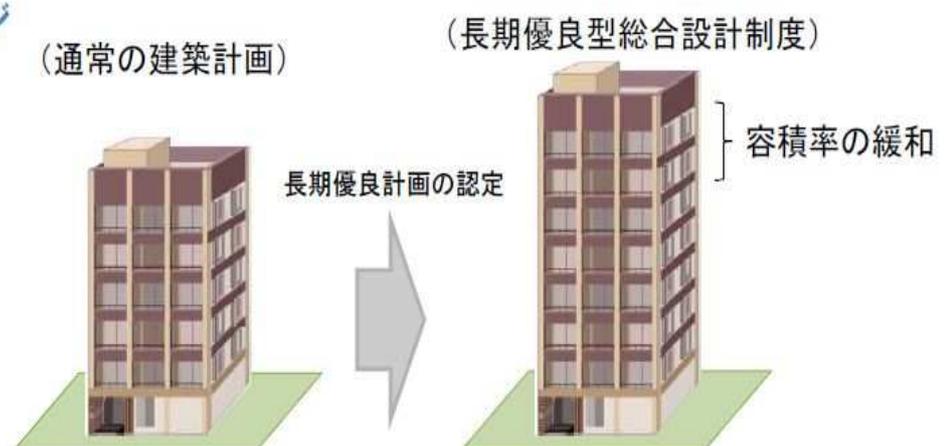
申請者の負担軽減を図るため、住宅性能表示制度における長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をもって、長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなす。これに伴い、住宅性能評価書を活用した認定申請を行う際の申請手数料の改定を行う。



(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく容積率の特例許可

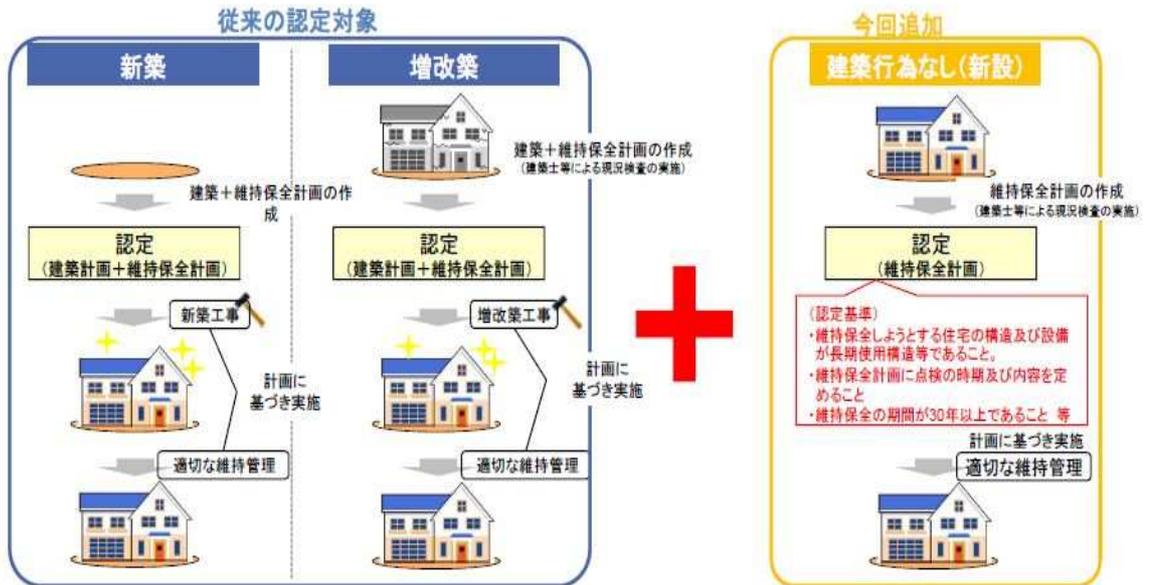
長期優良住宅の認定を受けた住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限の緩和が行える制度が創設されるため、許可申請に係る手数料を定める。

◇制度のイメージ



(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

優良な既存住宅について増改築がなくとも維持保全計画のみで認定できることが可能となるため、申請手数料を定める。



3 施行期日（予定）

令和4年2月20日から施行する。ただし、上記2(3)及び(4)は、国及び都の法整備等による。

4 改正時期

令和3年第四回区議会定例会に提案